

寒川町選挙管理委員会が保有する個人情報に係る寒川町個人情報保護条例
施行規程を廃止する告示をここに公表する。

令和 5 年 3 月 2 2 日

寒川町選挙管理委員会

委員長 森 一 光

寒川町選挙管理委員会告示第 17 号

寒川町選挙管理委員会が保有する個人情報に係る寒川町個人情報保護条例施行規程を廃止する告示

寒川町選挙管理委員会が保有する個人情報に係る寒川町個人情報保護条例施行規程(平成 11 年寒川町選挙管理委員会告示第 74 号)は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。